

令和7年第4回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和7年4月19日
2. 開催日時 令和7年4月26日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 12人

5. 出席委員

1番	堤	透委員
2番	高田	里美委員
3番	古川	正敏委員
4番	廣瀬	普委員
5番	森	隆委員
7番	林	鉄雄委員
8番	岩田	好博委員
9番	北村	一也委員
10番	酒井	健詞委員
11番	青木	千恵子委員
12番	高田	住代委員
13番	岩田	重雄委員

6. 欠席委員

6番 浅野 隆士委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	鹿野	将弘
事務局次長	玉置	公司
書記	住	義之
書記	井川	千晶

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第 6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第 7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

議案第19号 農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて

日程第4 農業委員会の活動計画について

議案第15号 令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について（継続）

10. 審議の経過

(午後3時00分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は12人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第4回総会を開会いたします。それでは、本日の会議を開きます。お手元の資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、10番酒井健詞委員、11番青木千恵子委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について令和7年3月11日から令和7年4月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第6号、報告第7号について、質疑等ありませんか。

(質疑、意見無し)

○議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、並びに議案第19号「農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議 長 議案第16号番号1について林 鉄雄委員ご意見ありますか。

○林 委 員 譲受人ですが農業経営開始とありますが、10年以上の農業経験歴もあり特段問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議 長 議案第16号番号2及び議案第17号番号1について、古川 正敏委員ご意見ありますか。

○古川委員 特段問題もない事案かと思しますのでよろしくお願いします。

○議 長 議案第16号番号3及び番号4について岩田 重雄委員ご意見ありますか。

○岩田委員 特に問題ないと思います。

○議 長 議案第16号番号5、番号6並びに議案第17号番号2について、私の担当区域ですが、特に問題はありません。

○議 長 議案第18号番号1及び議案第19号番号1、番号2について、廣瀬普委員ご意見ありますか。

○廣瀬委員 先ほど事務局から説明しましたように、ちょっと少し疑問が残る話ではありますが、事務局でお調べいただいて、公共事業ということと過去競売で購入された物件ではありますが期間限定であることとなど、いろいろと考えてこれがだめだとか許可できない理由がありませんので、それを踏まえてご審議いただければと存じます。

○議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は3時35分とします。

(暫時休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第１６号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第１６号番号１について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第１６号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第１６号番号２について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第１６号番号３について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第１６号番号３について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第１６号番号４について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第１６号番号４について原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第１６号番号５について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第１６号番号５について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第１６号番号６について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第１６号番号６について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第１７号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第１７号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第１７号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第17号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第18号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 位置図を見たときに樹園地マークがあったので一時転用後に樹園地に復旧するのかと思って現地を見に行ったところ、既に入口に鉄板が置いてあり、奥に盛り土がされていて、ストックヤードとして使っているような様子になっていると思います。今回の一時転用許可申請前にこのような状態であるほか、令和6年4月案件の買受適格証明を審議したときに、この買受者の耕作地が当時一部遊休農地状態であった案件がありましたが、許可の前にこのような状態であるのかどうかと思います。前回の例もありますので文書で法令遵守を強調して通知するなど、きっちり指導してはどうかと思います。

○事務局 事務局が現地調査した結果、1244㎡の畑の全体面積うち、16㎡程度の面積で、高さ1m程度の盛り土が存在していました。その盛り土は委員の皆さんにお配りしている写真をご覧くださいと思いますが、碎石等が混ざっているような土ではなく、耕土に見受けられます。この畑は過去柿畑でしたが、長期間耕作放棄地として推移したため、畑作を行うには土壌を改良する必要があると所有者から伺っており、混ぜ込むための耕土を盛っているとのことでした。そして、土壌改良を実施する直前で、下水工事用のストックヤードとして一時的に貸借したいという話が持ち上がり、土壌改良に時間がかかると考えていたこともあって応じることにしたそうです。

さらに、ここの土壌は湿っているため、耕土を搬入するためのダンプ用に鉄板を北側入口付近に一時的に敷いているとのこと、そのことも含めて農業会議に写真を送信して見解を伺ったところ、今回の転用は一時的なもので、貸借終了後に農業経営を再開するのならば何ら問題ないとのことでした。そして、借り手側は一切、許可前に本農地に何ら手を加えておらず、工事ヤードとして利用してい

ないという主張です。

以上を踏まえ、事務局としては特段問題がある現況ではないと考えています。

○北村委員 確認ですが、盛り土は資材置場が終わった後に戻す土ですか。

○事務局 わずかの量であり資材置場にするときには畑に全面的に撒いて混ぜてしまうと聞いています。

○北村委員 土は外部から持ってきたものですか。

○事務局 土壌改良用にほかの畑から持ってきたとのこと。

○北村委員 畑に土を足すことに何か手続きが必要ですか。

○事務局 盛土規制法により30cm以上盛り土をする際は手続きが必要だが、数cm程度であれば不要です。この盛土量だと、全体的に均しても1cm高くなるかどうかとのこと。

○議長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第18号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第19号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第19号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第 19 号番号 2 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○古川委員 買受希望者について、個人的に知っている方ですが、営農される雰囲気が無い方ですが、これから農業経営をされるということなら許可は止むを得ないということになりますか。

○事務局 他に農地を持っておられるようですが、その管理状態が悪いということにはありますか。

○古川委員 それはわかりません。

○北村委員 私も大野町役場で働いていた時に申請人を知っていますが、古川委員が言われることもわかるような気がします。

○事務局 それだけでは適格証明できない理由になりません。

○廣瀬委員 地区担当として、皆さんの意見はよくわかりました。本議案は競売事件であり 5 月 2 日に入札となっており、急いで申請していると思います。この方が落札者になるかどうか分かりませんが、疑問がある人の適格性は計画だけでなく、所有農地の状況まで踏まえつつ当委員会でもよく審議いただくということで、本件は認めてよいのではと思います。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 19 号番号 2 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 19 号番号 2 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第 5、農業委員会の活動計画についてを議題とします。議案第 15 号「令和 7 年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」、審議を農地部会ならびに農政部会に付託しておりましたので、各部会長に審議結果の報告を求めます。まず、農地部会長の林鉄雄委員に審議結果の報告を求めます。

○林 委 員 只今、議題となりました議案第 15 号令和 7 年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等については、農地部会に 1. 農業委員会の状況について付託されましたので、本日総会前に巢南庁舎公室において、会長、職務代理者、事務局に出席を求め慎重に審議を行いました。審議の内容を簡潔に申し上げますと、農業委員数について、内訳認定農業者、女性農業委員の割合について変える予定の有無について確認があり、一定数以上の認定農業者等が必要であるという説明を伺いました。農家・農地等の概要について、認定農業者が 1 名、認定新規就農者が 1 法人昨年度より増加したという説明を伺いました。また、農地所有適格化法人の 1 法人の解散・精算状況の現状について、清算終了されていないため農業参入法人の経営体数に入るとの説明を伺いました。特に訂正意見等もなく、出席者全員一致で原案の通りで問題なしと決定しましたので、報告致します。

○議 長 続いて、農政部会長の古川正敏委員に審議結果の報告を求めます。

○古川委員 議案第 15 号の令和 7 年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等については、2 枚目以降の II 最適化活動の目標のところが農政部会に付託されましたので、本日総会前に巢南庁舎公室において、事務局に出席を求め慎重に審議を行いました。農地の集積につきましては、昨年度と比べて集積面積が 4 ha 増加とな

り、集積率も 30% 台に乘りましたが、目標の令和 12 年度 80% というのは実現がかなり厳しい状況です。課題として、農地集約している担い手の一部が認定農業者になっていないことと、市街化区域内農地が小規模で集約しにくい環境であることが挙げられる説明を伺いました。また、3 月は利用権の設定期限が切れて、更新中の時期と重なるという原因もあり、貸借の実態がつかみにくいタイミングであるという説明を伺いました。遊休農地については、3ha 中宮地区で増加したものの、地元農業委員の解消努力もあって約 2ha 只越地区と馬場地区で減少しています。活動強化月間については、8、10 月の農地パトロールのほか、2 月に貸してと受け手のマッチングについて、農業委員が大いに活躍され、成立に向けて積極的に地元調整いただいているとのことで、引続き優先的に推進していく課題であるとの認識を共有しました。以上、付託されている全ての項目につきまして出席部会員全員が了承することになりましたので、報告致します。

○議長 長 議案第 15 号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議長 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 15 号について、農地部会ならびに農政部会の報告を農業委員会の案と定めることに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議長 長 これにて、瑞穂市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。